

本資料は、計画案であり軽微な文言修正等は反映されていません。

第2節 障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（案）

1 障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）策定の趣旨等について

（1）各計画の位置付け

第2節は、次表のとおり、障害者基本法に定める障害者計画（第5次）（今般「障害者施策に関する長期計画」から法定の名称へ改称）、障害者総合支援法に定める障害福祉計画（第7期）、児童福祉法に定める障害児福祉計画（第3期）から構成されます。

障害者計画は、国の基本計画、大阪府の障がい者計画に即して、本市における障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。

障害福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施」を行うための計画です。

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。

国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第5次）」、令和5年（2023年）に改正された障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を策定しており、障害者権利条約との関係においては令和4年（2022年）9月に採択・公表された障害者権利委員会による総括所見を踏まえるなど、直近の情勢を反映させたものとなっています。

大阪府においては、国の基本計画等を踏まえ、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体化した「第5次大阪府障がい者計画」を策定するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が障害福祉計画を作成するに当たっての技術的な助言及び大阪府の基本的な考え方を示す等の趣旨から「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を示しています。

なお、障害者計画の策定に当たっては、障害者基本法等の根拠法令に加え、令和4年（2022年）に新たに施行された、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）を始めとする関係法令の目的、理念に則るとともに、国、大阪府の計画、指針等と整合性を図り策定します。また、次世代育成支援行動計画等の庁内関連計画と調和を図り、本市のこれまでの取組、課題などの実情を踏まえ、施策を実施します。

計画名	法律名	目的
障害者 計画 (第5次)	障害者基本法 (根拠法)	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法） (関係法)	全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、（中略）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること
障害福祉 計画 (第7期)	障害者総合支援法 (根拠法)	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること
障害児 福祉計画 (第3期)	児童福祉法 (根拠法)	(法に目的の記載なし（理念規定）)

(2)関係する本市行政計画等

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「茨木市総合計画」に基づく総合保健福祉計画の分野別計画に位置付けられています。また、障害のある人の日常生活、社会生活及び人権に関わる施策は多岐にわたるため、次に掲げる庁内関連計画等と整合性を保ち、調和をもって施策を推進します。

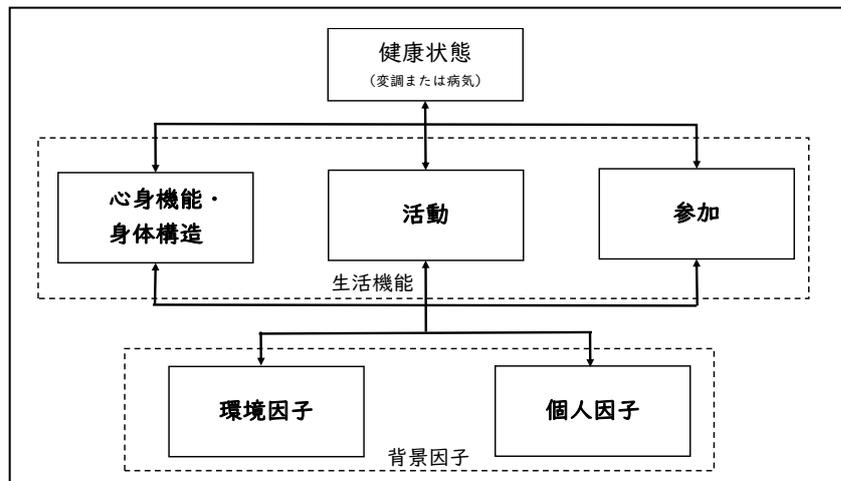
- ・茨木市都市計画マスタープラン
- ・茨木市バリアフリー基本構想
- ・茨木市居住マスタープラン
- ・茨木市DX推進に関する宣言
- ・次なる茨木のためのICTビジョン
- ・茨木市地域防災計画
- ・茨木市人権施策推進計画
- ・茨木市次世代育成支援行動計画
- ・茨木市子ども読書活動推進計画
- ・茨木市文化振興ビジョン
- ・茨木市スポーツ推進計画
- ・茨木っ子プラン
- ・茨木市公共施設等マネジメント基本方針
- ・茨木市公共施設最適化方針
- ・茨木市公共施設保全方針

(3)障害のとらえ方

障害のとらえ方の国際的枠組みとしては、昭和55年(1980年)に世界保健機関(WHO)で採択され、国際障害者年世界行動計画(1981年)の基本概念として採用された国際障害機能分類(ICIDH)の改訂版として、現行の国際生活機能分類(ICF)が、平成13年(2001年)に採択されたことが今日の障害のとらえ方の大きな転機となりました。

ICFにおいては、障害を「生活機能」(心身機能・構造、活動、参加)、「背景因子」(環境因子、個人因子)、健康状態との「双方向的」な「相互作用」ととらえているのが最大の特徴です。障害のマイナス面だけに着目するのではなく各機能の「プラスの側面(強み、ストレングス)を重視する」という考え方を示し、障害者の一部の側面をとらえるのではなく、「人が生きることの全体像」についての共通言語としての活用が期待されています。ICFは従来の「障害という現象を個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるもの」とするモデルと、「障害を主として社会に作られた問題とみなす」モデル、これら2つの対立するモデルの統合に基づいており、生物・倫理・社会的アプローチを用い、生物学的、個人的、社会的観点における、健康に関する異なる観点の首尾一貫した見方を提供するものとし、現在に至っています。

ICFの構成要素間の相互作用



ICFの採択後、平成18年(2006年)に国連総会において障害者権利条約が採択され、我が国は平成19年(2007年)に署名しました。これを踏まえ、平成23年(2011年)に障害者基本法の改正、平成24年(2012年)に障害者自立支援法が現行の障害者総合支援法に改正され、関係法の制定や改正等の法整備が進み、平成26年(2014年)に批准しました。

障害者権利条約においては、障害について「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるもの(社会的障壁)によって生ずる」と定義しています。

また、障害者権利条約を踏まえた障害者基本法においては、障害について「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義しています。

国の障害者基本計画においては、障害者基本法に規定される障害の定義について、「障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会的な要因の『双方に起因』するという視点が示されている」と説明しています。同計画では、「こうした視点に照らし、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要がある」と、現在の障害のとらえ方を踏まえた施策の方向性を示しています。

本市においては障害のとらえ方について、ICFから障害者権利条約の流れを踏まえた障害者基本法の定義及び障害者基本計画に示す上記記述に依るものとしします。

(4) 障害のある人もない人も誰もが安心して暮らしてつづけられるまちづくり

本市では、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成30年(2018年)3月(同年4月施行)に制定しました。

本条例は、障害者にかかる関連法令の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らしてつづけられるまちづくりを推進し、地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現することを目的としています。

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、本条例の趣旨や方向性等を踏まえて策定するとともに、本条例に基づいた施策等の実施により、総合保健福祉計画の理念を実現するため、市、市民及び市民活動団体、事業者が互いに協力し、また、それぞれが主体的に取組を推進していく必要があります。

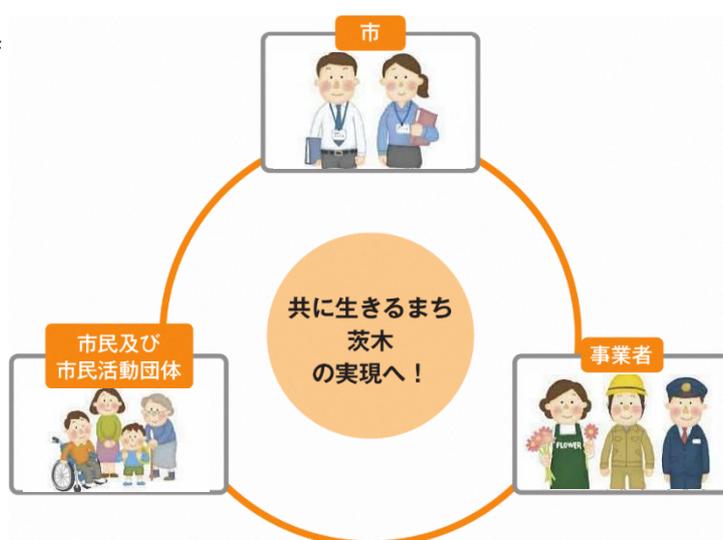
【茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例】

【条例の目的】

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的とする。

【条例の内容】

- 第1章 総則
 - ・基本理念
 - ・市の責務
 - ・市民及び市民活動団体並びに事業者の責務
 - ・啓発活動
- 第2章 障害を理由とする差別の解消
 - ・差別の禁止
 - ・相談及び対応
 - ・あっせん、勧告及び公表
 - ・茨木市障害者差別解消支援協議会
- 第3章 情報の取得及び意思疎通
 - 第1節 言語としての手話に対する理解
 - 第2節 多様な意思疎通手段の確保
- 第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり
- 第5章 雑則



2 障害者計画（第5次）

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（1） すべての人が支え合う地域共生社会への取組

我が国では、平成20年（2008年）をピークに総人口が減少に転じ、本市においても近い将来、人口が減少に転じることが見込まれています。人口減少社会において持続可能な地域共生社会をめざすためには、「みんなを主役」とし、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いにつながり支えられる仕組みを構築することが必要です。本市では、これまでから関係機関、地域住民、障害当事者等との協働による様々なネットワークを構築し運営してきましたが、活動が充実する一方で、その担い手となる関係機関等の負担は増えています。

今後は、人口減少社会が進行する中においても多様な担い手の参画を促し、限りある人的資源で地域共生社会を持続可能なものとする必要があります。各ネットワークが重層的に補完し合い、多様化・複雑化する生活課題へ対応する支援体制をめざすことと併せ、機能の重複や、担い手の負担を軽減し、効率的かつ効果的に機能する仕組みとする必要があります。

【主な取組】

①地域共生社会の実現へ向けた市民一人ひとりの取組

障害の有無にかかわらず、地域共生社会を実現するためには、障害者の社会参加を促進し、障害のある人とない人が交流することにより、相互理解を促進する必要があります。

引き続き「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を推進し、市民一人ひとりが、合理的配慮の視点に立った行動ができるように取り組みます。

②障害者を支えるボランティアなどの担い手の充実

講習会や講座等を開催し、手話や点訳・音訳等の担い手の充実に取り組みます。

また、担い手の充実を図るためには、市だけではなく、市民、市民活動団体、事業者等が積極的に障害者との交流機会の確保に取り組むことが必要なことから、引き続き市民や市民活動団体等の活動の促進に向けた働きかけに努めます。

③茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進

自立支援協議会においては、障害者ケアマネジメントの推進や啓発、就労、地域移行など、各課題の改善・解決をめざすとともに、事例検討の活性化により、地域課題の抽出や相談支援技術の向上を図ります。

また、持続可能な運営体制を確保するため、必要に応じて、組織体制や各会議の運営

方法等を見直します。

④持続可能なネットワーク体制の再編

障害者の生活課題は、自身の障害に関する課題にとどまらず、世帯における育児、介護、経済的困窮、ひきこもり、虐待又はこれらが複合化した課題など、複雑化・多様化しています。これまで、本市では、小学校区単位に設置している健康福祉セーフティネットを中心として、分野を超えた相談支援や個別課題の解決、また、社会資源の開発や社会的孤立を背景とした課題へ取り組むなど、地域課題を解決する仕組みを整備し、推進してきました。

今後は、これまで培ってきたこれらのネットワークを土台とし、国が創設した新たな手法である「重層的支援体制整備事業」を活用し、地域共生社会の実現へ向けて取組を推進します。

事業の実施に当たっては、これまで課題とされてきた、運営・参加の負担の大きい既存のネットワークの整理・統合や福祉に携わる専門職・地域住民の役割を改めて整理し、より効率的かつ効果的で、持続可能なネットワーク体制の再編に努めます。

施策（２） 交流を通じての相互理解の促進

地域共生社会を実現するためには、属性や分野にとらわれない活発な交流が必要です。本市では「共創」によるまちづくりに向け、市民の交流、活動の拠点として、IBALAB@広場、おにクル等の整備を行ってきました。これまで取り組んできた障害当事者同士の交流や、障害のある人とない人の交流を発展させ、これらの新たな公共施設等の活用のほか、より多くの場所で、様々な主体による多様な交流機会を創出することが必要です。

【主な取組】

①障害のある人とない人の交流機会の充実

ハートフルや自立支援協議会が実施する、障害者との交流イベントの充実に努めます。

また、多様な団体が主体的に連携し、おにクル等の新たなランドマークを始め、様々な場で交流が促進されるように、障害当事者、障害福祉サービス事業所、市民活動団体等への情報提供に努めます。

基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策（1）地域での包括的な相談支援体制の構築

アンケート調査から、「身近な地域で」「年齢・性別・障害を問わず」「特定の障害や問題について詳しい専門の職員に1つの窓口で何でも相談ができる」ことへのニーズが高い様子がうかがえます。

本市では、これらのニーズに対応するため、基幹相談支援センターや障害者相談支援センター、地区保健福祉センターを整備し、地域での包括的な相談支援体制の充実を図ってきました。

取組が充実する一方で、相談支援に関する各ネットワークでの活動の増加に伴い、障害者相談支援センターの負担が増していることから、将来にわたり持続可能なものとするため、各機能を整理し最適化を図っていく必要があります。

【主な取組】

①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進

基幹相談支援センターによる、総合的な相談支援や地域の障害者相談支援事業所に対する専門的な助言や人材育成支援、障害者虐待の防止・対応、権利擁護等の取組を引き続き推進します。

また、「障害者ケアマネジメント体制」については、関係機関との連携強化や自立支援協議会の活動を通じ、持続可能性に配慮して推進に努めます。

②障害者相談支援センターとの円滑な連携及び相談支援体制の最適化

身近な地域で相談ができる窓口として、障害者相談支援センターを設置しています。障害者のニーズが明らかになり障害福祉サービス等の利用へつながるときは、障害者が計画的かつ継続的な支援を受けられるように、指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援への円滑な引継を行い、複合的な課題を抱える障害者への支援が機動的、効果的に行われるように、相談支援体制の最適化を図ります。

また、難病や発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害に対応するため、基幹相談支援センターによる専門的な支援や研修などを通じ人材育成を行うとともに、学校卒業後や就職等のライフステージに応じた相談支援に努めます。

施策（2）地域での自立した生活への支援

障害者が住み慣れた地域での生活を継続し、又は精神科病院での長期入院者や施設入所者が地域へ移行するためには、障害者本人の持つ強み（ストレングス）を最大限発揮、

助長する視点に立ち、意思決定支援、日中や夜間の介護、訓練、住まいの確保など障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、インフォーマルサービスなど、あらゆる社会資源を最大限に活用することにより、総合的な支援を行う必要があります。

障害者及び障害者を介護する家族の高齢化や、障害者及び家族の就労ニーズの高まりに伴い、障害福祉サービス等の持続可能な提供基盤の確保とともに、社会資源を障害者のニーズに沿って円滑かつ適正に活用する上で、計画的かつ継続的に総合的な支援を行う計画相談支援の提供基盤の確保は、特に重要な課題となっています。

【主な取組】

①自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施

自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施に当たっては、真に必要な給付を適正に行うとともに、国の動向や地域の実情を踏まえたサービス提供基盤の確保を図ります。また障害者本人の強み（ストレングス）を最大限発揮、助長するとともに、その他の公的サービス、保健医療サービス、民間サービスや市民活動団体等によるインフォーマルサービス等の社会資源から最適な社会資源を選択し組み合わせることにより、障害者が希望する生活を営めるように総合的な支援に努めます。

②地域移行・地域定着支援のための体制整備

施設入所者や精神科病院長期入院者の地域生活への移行・定着に向け、自立支援協議会や施設・医療機関等との連携のもと周知・啓発を行います。

また、地域生活を継続していくためには周囲の理解が必要なことから、地域における障害の理解促進に努めます。

③住まいの確保

令和6年（2024年）4月施行の改正障害者総合支援法により、共同生活援助（グループホーム）の支援内容に、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着に向けた支援が新たに盛り込まれることから、共同生活援助事業者と連携を図りながら利用者支援に取り組みます。

共同生活援助（グループホーム）については、引き続き整備促進を図ります。強度行動障害者や身体障害と他の障害の重複等、障害特性や障害の程度によっては、利用を希望しても入居先が見つかりにくい場合があるため、受け入れを促進できるように支援に努めます。

また、居住の安定に関する情報の周知やOsaka あんしん住まい推進協議会、居住支援法人等との連携など、「茨木市居住マスタープラン」に則って住宅確保に配慮を要する障害者への支援を行うとともに、住宅確保に係る環境整備に努めます。

このほか、身体障害者や精神障害者から一定のニーズが見受けられる「サービス付き

高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、利用実態の把握に努め、障害福祉サービス等の適正な提供について慎重に判断を行うほか、サービス提供に係る法令順守に係る指導の実施等、障害者にとっての適切な住まいの確保のあり方について検討します。

④地域生活支援拠点等の機能の充実

「障害者等の重度化・高齢化」や「親亡き後」「緊急時の対応」に備えるため、関係機関との連携のもと、地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

機能の充実を図るには、医療的ケアや強度行動障害者に対応する専門的ケアを行う人材も必要となるため、人材の確保・養成に取り組みます。

⑤計画相談支援の実施

障害者の自立した生活を支えるためには、希望するすべての障害者に計画相談支援を実施し、障害者ケアマネジメントにより利用者の生活機能やインフォーマルサービスを最大限活用した総合的な支援を計画的かつ継続的に実施する必要があります。

本市の計画相談支援の利用率は、大阪府内でも低い水準で推移していることから、利用率の向上に向け、現在実施している指定特定相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の確保を促す補助制度に加え、計画相談支援利用のあっせん調整の仕組みの改善、事務効率化等により相談支援専門員の1人当たり対応件数を増やす仕組みを整えるなど、利用率を向上させる手法について検討します。

施策（3）精神障害者の地域での支援体制の充実

精神障害者（発達障害・高次脳機能障害・依存症含む）が地域生活を継続するためには、地域における精神障害への理解と、福祉・医療を始めとした多様な関係機関の密接な連携が重要であり、これらを引き続き推進していく必要があります。

【主な取組】

①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して地域で自分らしい生活を送れるように、関係機関との連携を一層強化し、医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合いなどが包括的に確保された支援体制の充実に努めます。

②精神障害に関する理解促進

精神障害について正しく理解し、理解の不足や偏見による社会的障壁を除去するため、自立支援協議会が主催する研修や市が実施する出前講座等を活用し、啓発に取り組みます。

施策（４）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

難病、高次脳機能障害、発達障害については、「外見からは分かりにくい」という特有の事情を抱えており、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が必要です。

【主な取組】

①難病患者・高次脳機能障害・発達障害に対する支援

難病患者が、適切に障害福祉サービスの利用につながるように、市ホームページ等を活用し引き続き周知に努めるとともに、障害福祉サービスの申請を希望する難病患者に対して適切に導入面談を行うなど、円滑なサービスの利用に努めます。

また、従来の3障害（身体・知的・精神）の枠組みでは適切な支援が難しい、高次脳機能障害や発達障害に対する支援については、関係機関や専門機関との連携に基づく支援に努めます。

施策（５）医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援

医療的ケアを必要とする重度障害者や強度行動障害者が利用できるサービス事業所が少ないことが課題になっています。

地域におけるニーズ、事業所における受入状況等の実態を把握し、事業所における専門的な技能を持つ人材の確保・養成、定着に向けた環境づくりを行う必要があります。

【主な取組】

①医療的ケアや強度行動障害者に対する支援体制の改善

医療的ケアや強度行動障害者に対応できる生活介護、短期入所や共同生活援助（グループホーム）の事業所や受入可能数が不足していると考えられるため、障害者のニーズや事業所における受入状況等の実態把握に努め、これらの課題のある障害者が必要なサービスを利用できるように、支援体制の改善に努めます。

②医療的ケアや強度行動障害者に適切に対応できる人材の確保

医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者に適切な支援ができる人材を確保するため、地域生活支援拠点等の機能等を活用し、障害福祉サービス事業所における専門的な人材の確保・養成に努めます。

施策（6）保育・教育における支援の充実

アンケート調査では、「利用している通所サービス等の利用のきっかけ」は、「保護者自身の気づき」が最も多い状況となっています。

発達の遅れや障害の可能性のある乳幼児について、「気づき」が早期支援につながるように、乳幼児健康診査や相談体制を充実させる必要があります。

また、同アンケート調査では父母共に就労している家庭は50%以上を占めていることから、学童保育や保育所等においても、引き続き、障害の有無にかかわらず児童が保育を受けられる体制整備を図る必要があります。

学校卒業後の就労等を見据えた、働く力や生活する力を身に付ける教育や、ライフステージに応じた切れ目のない支援の確保が必要です。

医療的ケア児等について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を活用し、幼児期から成人期まで支援が円滑に引き継がれるように、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

【主な取組】

①早期療育の充実

乳幼児全戸訪問事業、利用者支援事業（基本型・母子保健型）等を通じて、保健師・保育士等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から支援を行うとともに、療育を必要とする乳幼児については、適切な支援につながるようアドバイスを行います。

発達支援の入口としての相談機能を有する初期療育機関を公立の児童発達支援事業所「すくすく親子教室」が担い、乳幼児健康診査等とも連携して、対象児童及びその家族への支援を行うとともに、児童発達支援センターや地域の事業所等と連携しながら、多様な療育ニーズに対応できる早期療育体制の充実を図ります。

また、こどもの成長や現在の様子を記録できる「いばらきっ子ファイル」を活用し、就学時や卒業時などのライフステージの変化により支援が途切れることのないように、切れ目のない一貫した支援体制の整備を図ります。

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ移行できるように、移行調整の責任主体である大阪府と連携し、必要に応じて対応を進めます。

②障害児保育の充実

保育所や幼稚園等において、障害のある子どもと障害のない子どもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を引き続き推進します。

また、保育士や幼稚園教諭等の専門性の向上を図るための研修を充実するとともに、安全に安心して保育を受けられるように、保育所等の施設及び設備の充実に引き続き取り組みます。

障害の有無にかかわらず、児童が必要に応じて学童保育を利用することができるように、学童保育指導員の専門性向上のために障害児保育に係る知識や技術等に関する研修を実施するとともに、引き続き受入体制の整備に取り組み、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図れるように努めます。

③児童発達支援センターを中心とした重層的な障害児支援

児童福祉法改正（令和6年（2024年）4月1日施行）の趣旨を踏まえ、更なる障害児支援の充実を図るために、事業所への助言・援助の実施や地域のインクルージョンを推進するとともに、児童発達支援センターで障害児相談支援及び保育所等訪問支援を実施します。

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

関係機関が連携を図る協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターの調整のもと、保健、医療、福祉、保育等の多職種の協働による、包括的な支援体制の構築に努めます。また、令和5年度（2023年度）に開設した大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図ります。

支援学校等地域の関係機関との連携を通して、強度行動障害や高次脳機能障害のある児童の支援ニーズや課題を把握し、支援体制の整備につなげます。

施策（7）学校教育・社会教育の充実

アンケート調査では、差別や偏見を感じる場として、「教育の場」との回答が多い状況でした。障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害のある児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる環境づくりを推進する必要があります。

また、障害の有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」教育に取り組み、関係機関、関係職種との連携による多様なニーズへの対応、支援学級に在籍する児童・生徒等への支援の充実など、合理的配慮の提供の推進が必要です。

【主な取組】

①障害児教育の充実

障害のある児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるためには、切れ目のない支援が必要です。「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させるとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加をめざした適切な特別の教育課程等による指導・支援を行います。

学校長のリーダーシップのもと、支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実に努めるとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成から活用に至るまで、一貫した指導・支援の充実に努めます。

②障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実

障害のある児童・生徒の個性を大切にし、可能性を広げ、必要な力の育成を図るため、自立活動等の実践的研究の充実とともに、指導内容・方法の充実に努めます。

支援学校、外部関係機関との連携を図りながら、幅広い分野の専門的知識や支援内容を小・中学校教育に活用します。

それぞれの学びの場において適切な指導、支援が行われるように、教員の支援教育の専門性の向上を図ります。

③小・中学校における教育相談体制・研修の充実

教育センターにおいて、障害のある児童・生徒及び、その保護者からの相談に対応するとともに、相談しやすい環境づくりや教育センター所属の相談員の専門性の向上に努めます。また、教職員に対して障害の種別や特性に応じた専門的な知識や指導方法等に関する研修を充実させ、教職員の資質向上に努めます。

④小・中学校における合理的配慮の充実

一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うため、保護者や本人との協議に基づき、具体的な配慮の内容を記載した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、組織的な指導体制の構築等に取り組みます。

また、教育委員会が派遣する合理的配慮指導員等を活用し、合理的配慮による適切な指導、支援の充実に努めます。

「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の中学生向けリーフレットの配付を行うほか、小・中学生を対象に「こども手話教室」など、障害への理解を深める取組を行います。

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

施策（1）就労でき、働きつづけられる環境の充実

アンケート調査では、地域生活を継続する上で必要なこととして、「生活するのに必要な収入がある」「働ける場所がある」との回答が多く、また、現在働いていない18歳以上65歳未満の回答のうち過半数が「働きたい」という意向を示すなど、障害者の就労へのニーズが高い様子がうかがえます。

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であることから、働く意欲がある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、就業先へ、障害者が就労を継続し定着できるように支援する必要があります。雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、障害者の経済的自立を支援します。

また、一般就労が困難な障害者に関しては、障害福祉サービス事業所が主体的に受注業務の開拓や生産体制の改善に取り組める環境づくりを支援するなど、障害者の収入や働きがいの向上に向けた取組が必要です。

【主な取組】

①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進

市内企業等による障害者雇用を促進するため、ハローワーク等と連携を図りながら、障害者雇用率制度や各種支援制度、相談窓口等に関する周知を行います。

また、かしの木園と連携し、障害・障害者雇用に対する理解や合理的配慮の視点に立った職場環境づくり等の促進に努めます。

②雇用分野における差別の解消

雇用・福祉の連携を始め、自立支援協議会、かしの木園、企業等との連携により、より多くの企業が個別の障害特性を十分に理解し、合理的配慮の提供について主体的に取り組めるように、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に関する指針等の周知に努めます。

③就労拡大に向けた支援体制の充実

ハローワークをはじめ、障害者就業・生活支援センター等との連携強化を図るとともに、就労を希望する障害者に対し、適切に就労支援制度を選択できるように支援します。

また、かしの木園で実施する一般就労へ向けた各事業を着実に実施し、就労移行支援以外の就労系サービスから就労に至った障害者の定着支援を促進するなど、就労拡大に向けた支援体制の充実を図ります。

④スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上

スマイルオフィスにおける実習を通じて就労意欲を高め、一般就労等をめざします。実習に当たっては、スマイルオフィスサポーターや市役所内に設置している「あすてっぷ茨木」の相談員等が連携し、サポートします。

⑤「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく取組の推進

法律の趣旨や就労促進事業（共同受注システム）について庁内各課に周知を図り、障害者就労施設等への積極的な役務の発注に努めます。

また、共同受注システムなどの取組を通じて、障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の工夫が行えるように働きかけていきます。

⑥通所施設が行う生産活動、創作活動等の促進

共同受注システムなどの取組を通じて、障害福祉サービス事業所等の通所施設による主体的な役務受注や生産体制の改善を促進し、障害者が受け取る工賃の向上を図ります。

併せて、通所施設の主体的な授産製品の開発・受注・販路の拡大、創作品展示及び市民との交流を促進し、障害者の心身やニーズに応じた多様な生産活動の確保、障害者の創作品の発表機会の確保及び障害のない市民との交流機会の増進等を図ります。

⑦働きつづけるための就労相談の充実

障害者が同じ職場で長く働きつづけられるように、かしの木園における各支援事業を着実に実施するとともに、関係機関と連携し、就労相談等の日常的な相談支援体制の更なる充実に取り組みます。

⑧重度障害者の就労支援

重度の障害者への就労支援について、ニーズの把握に努め、通勤支援や職場等における支援のあり方について検討します。

施策（２）文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進

余暇活動の充実は、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者自身の生活と社会を豊かなものとしします。

障害者の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ分野など、様々な社会参加の機会の創出や促進に努め、いきいきと健やかに、楽しみ、活動できる地域づくりをめざします。

【主な取組】

①文化芸術を通じた社会参加の促進

文化芸術分野においては、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、本市文化振興ビジョンに掲げる理念の実現をめざすものとします。

本市の文化施設・社会教育施設における障害者に配慮した利用しやすい環境整備や運営を推進するとともに、障害者の文化芸術に対する鑑賞の機会等のアクセシビリティの向上、文化芸術の創造の機会、作品等発表の機会の確保や、障害者団体とその他市民団体の連携等による活動機会の促進に努めます。

②運動・スポーツを通じた社会参加の促進

運動・スポーツ分野においては、「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえるとともに、本市スポーツ推進計画に掲げる理念の実現をめざすものとします。

本市の社会施設その他の施設等の多角的かつ総合的な視点による、環境整備や既存施設の機能と利便性向上に努めます。また、「ボッチャ交流会」など、障害の有無にかかわらず、誰もが運動・スポーツに親しみ、交流できる機会の確保や、障害者団体とその他市民団体の連携等による活動機会の促進に努めます。

③様々な余暇活動等に参加しやすい環境づくり

多様な余暇活動を通じて、障害者が充実した社会生活を送れるように、市民、市民活動団体、障害福祉サービス事業所等と連携し、交流機会の充実と障害者が安心して余暇活動に参加できる環境づくりに努めます。

3 障害福祉計画（第7期）

（1）第7期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害者総合支援法に基づく国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び大阪府の「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえた上で、本市の「茨木市総合保健福祉計画」の基本理念に則り、本市の実情を勘案して、令和8年度（2026年度）末を目標年度とする数値目標を設定します。

国及び大阪府が新たに設定した項目並びに本市の実情に応じた項目を設定し、持続可能性を考慮したサービス提供体制の確保に向けて取り組めます。

（2）成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 地域生活移行者数

【目標値設定の考え方】

令和8年度（2026年度）末までに令和4年度（2022年度）末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標として設定します。

■地域生活移行者数の目標値

令和4年度（2022年度）末 施設入所者数	令和8年度（2026年度）末 地域生活移行者数	
129人	8人	移行率6%以上

*国・大阪府の基本指針等：令和8年度（2026年度）末時点で令和4年度（2022年度）末の施設入所者の6%以上

イ 施設入所者の削減数

【目標値設定の考え方】

令和8年度（2026年度）末までに令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から1.7%以上削減することを目標として設定します。

■施設入所者の削減数の目標値

令和4年度（2022年度）末 施設入所者数	令和8年度（2026年度）末 施設入所者の削減数	
129人	削減数3人 削減率1.7%以上	施設入所者数 126人

*国の基本指針：令和8年度（2026年度）末時点で令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の5%以上削減

*大阪府の考え方：令和8年度（2026年度）末時点で令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の1.7%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における1年以上の長期入院患者数

【目標値設定の考え方】

令和8年(2026年)6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人(大阪府全体の目標値)を令和3年(2021年)6月末時点の大阪府内の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める本市の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値である315人を目標として設定します。

■精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値

令和8年(2026年)6月末時点 精神病床における1年以上の長期入院患者数
315人

*国の基本指針：令和8年度(2026年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定
*大阪府の考え方：令和8年(2026年)6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人(大阪府全体の目標値)を令和3年(2021年)6月末時点の大阪府内の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値(65歳以上と65歳未満は区別しない)

③地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等の機能の充実

【目標値設定の考え方】

令和8年度(2026年度)末までの間、地域生活支援拠点等の機能の確保のため、面的整備(複数の機関が分担して機能を担う体制整備)の支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標として設定します。

■地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標値

令和8年度(2026年度)末 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を、それぞれ年1回以上実施し、茨木市障害者地域自立支援協議会に報告する。

*国・大阪府の基本指針等：令和8年度(2026年度)末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

イ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実

【目標値設定の考え方】

令和8年度（2026年度）末までに強度行動障害者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施することを目標として設定します。

■強度行動障害を有する者に対する支援体制の目標値

令和8年度（2026年度）末 強度行動障害を有する者に対する支援体制に関する目標
・強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施し、障害福祉サービス事業者へ情報提供する。
・調査結果を総合保健福祉審議会障害者施策推進分科会及び茨木市障害者地域自立支援協議会にそれぞれ報告する。

*国・大阪府の基本指針等：令和8年度（2026年度）末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

【目標値設定の考え方】

令和8年度（2026年度）中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを目標として設定します。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

■福祉施設から一般就労への移行の目標値

令和3年度（2021年度） 一般就労への移行者数	令和8年度（2026年度）中 一般就労への移行者数	
全体 59人 <small>※自立訓練1人含む</small> 就労移行支援 43人 就労継続支援A型 10人 就労継続支援B型 5人	全体 77人 就労移行支援 57人 就労継続支援A型 13人 就労継続支援B型 7人	令和3年度（2021年度）対比 全体1.28倍以上 就労移行支援 1.31倍以上 就労継続支援A型 1.29倍以上 就労継続支援B型 1.28倍以上

*国・大阪府の基本指針等：令和8年度（2026年度）中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上

■就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標値

令和8年度（2026年度）末 就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が6割以上

*国の基本指針：令和8年度（2026年度）末の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上

*大阪府の考え方：令和8年度（2026年度）末の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上

イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

【目標値設定の考え方】

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度（2026年度）末の利用者数を令和3年度（2021年度）末実績の1.41倍以上を目標として設定します。

就労定着率については、令和8年度（2026年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会「就労支援部会」を通じて、取組を進めることを目標として設定します。

■就労定着支援事業の利用者数の目標値

令和3年度（2021年度）末 就労定着支援事業の利用者数	令和8年度（2026年度）末 就労定着支援事業の利用者数
47人	67人 1.41倍以上

*国・大阪府の基本指針等：令和8年度（2026年度）末の利用者数を令和3年度（2021年度）末実績の1.41倍以上とする。

■就労定着率の目標値

令和8年度（2026年度） 就労定着率の目標
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

*国・大阪府の基本指針等：令和8年度（2026年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

■就労支援のネットワーク強化の目標値

令和8年度（2026年度） 就労支援のネットワーク強化のための取組
茨木市障害者地域自立支援協議会「就労支援部会」及び茨木市立障害者就労支援センターかしの木園それぞれにおいて、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターの助言や協力を得て、障害の理解又は障害者の就労及び定着に資する複数企業との関係づくり又は連携強化の取組を年1回以上実施する。

*令和8年度（2026年度）末の国・大阪府の目標：地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

ウ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

【目標値設定の考え方】

本市においては、第6期計画期間における工賃平均額を踏まえて、第7期計画は令和4年度（2022年度）の大阪府の工賃平均額を目標として設定します。

■就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標値

令和8年度（2026年度） 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額
13,681円

*大阪府の考え方：令和3年度（2021年度）工賃実績に基づいて、各市町村において工賃平均額の令和8年度（2026年度）の目標値を設定

⑤相談支援体制の充実・強化等

【目標値設定の考え方】

令和8年度（2026年度）末までに、基幹相談支援センターが効率的かつ効果的に関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、持続可能性を考慮した地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、令和8年度（2026年度）末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域課題の抽出や人材育成を行い、地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う体制の確保を図ります。

■相談支援体制の充実・強化等の目標値

令和8年度（2026年度）末 相談支援体制の充実・強化等の取組
・市内の相談支援事業所を対象とした事例検討会を年1回以上実施する。
・市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員のスキルアップを図るための研修会を年1回以上実施する。
・茨木市障害者地域自立支援協議会の各部会、各プロジェクトチームにおいて、地域サービス基盤の開発・改善等に関する活動の成果等を令和8年度（2026年度）までに1回以上報告する。

*国・大阪府の基本指針等：令和8年度（2026年度）末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。また、令和8年度（2026年度）末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。

⑥計画相談支援体制の充実

【目標値設定の考え方】

本市の計画相談支援の利用率は、令和5年（2023年）3月末時点で34.2%と、北摂地域（7市）では最下位、大阪府内では最下位の次位となっており、必要としている方に対して、計画相談及び障害児相談支援を十分に提供できていないことが、本市の大きな地域課題となっています。

本市では、令和11年度（2029年度）末までに北摂地域（7市）の利用率の平均値と同等の60%を目標とし、その中間年度にあたる令和8年度（2026年度）末までには、計画相談支援の利用率50%を目標として設定します。また、利用率の目標達成に向けて、計画

相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数について、令和11年度(2029年度)末までに必要と推計される41人を目標とし、令和8年度(2026年度)末までに31人とすることを併せて目標として設定します。

■計画相談支援体制の充実に関する目標値

令和8年度(2026年度)末 計画相談支援体制の充実に関する目標	
・計画相談支援の利用率	50%
・計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数	31人

*本市の独自設定項目

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値設定の考え方】

障害福祉サービス事業者等への指導監督部局と障害福祉部局の連携並びに実地指導及び集団指導の実施等による支援を通じ、サービスの質の確保・向上を図ります。また、併せて請求誤り及び不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等に取り組むほか、必要時には監査の実施による厳正な対応により制度への信頼の確保等を行います。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の目標値

令和8年度(2026年度)末 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	
ア	障害福祉サービス事業所等への実地指導を年120件以上実施する。
イ	障害福祉サービス事業所等への集団指導を年1回実施する。
ウ	障害福祉サービス事業者を対象とし、障害者計画又は障害福祉計画に記載した課題(意思決定支援、虐待防止、医療的ケア、強度行動障害者への支援等障害者の地域生活の持続可能性又は利用者によるハラスメント防止、事務効率化等サービス提供体制の持続可能性の確保・向上に資するもの)を主題とした研修について、市、ハートフル、茨木市障害者地域自立支援協議会のいずれかを主体として年1回以上実施する。
エ	障害福祉サービス事業者又はそのグループにおいて、ウに掲げる内容の研修が行われるように促し、その実施状況を把握する。

*国の基本指針：令和8年度(2026年度)末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

*大阪府の考え方：不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

4 障害児福祉計画（第3期）

（1）第3期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害児支援の提供体制の確保に当たっては、第2期計画での5つの基本的考え方を継承した取組を実施します。

- 重層的な地域支援体制の構築
- 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 障害児相談支援の提供体制の確保

（2）成果目標

①児童発達支援センター

児童発達支援センターを地域の障害児の発達において中核的な役割を担う機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所等と連携した、重層的な支援体制の構築をめざします。なお、令和6年（2024年）4月施行の改正児童福祉法により、児童発達支援センターの従来の類型（福祉型・医療型）は一元化されます。

【目標値設定の考え方】

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築をめざし、児童発達支援センターあけぼの学園と藍野療育園を設置しています。

児童発達支援センターは次の機能が充実するように取り組みます。

ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

イ 地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能

ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

エ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援センター	か所	2	2	2

②保育所等訪問支援

保育所等の施設を訪問し、その施設に通う児童が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

【目標値設定の考え方】

国の基本的な指針や大阪府の考え方に基づき、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、身近な地域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していきます。また、引き続き保護者や受け入れ先である保育所、認定こども園、幼稚園、学校等にサービス内容の理解を進めるための取組を実施します。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	5	6	6

③医療的ニーズへの対応

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を行います。

また、府立福祉情報コミュニケーションセンター等関係機関と連携すること等により、難聴児の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につながるよう努めます。

【目標値設定の考え方】

医療的ケアが必要な重症心身障害児等がより身近な地域で必要な支援を受けられるように、令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を新たにそれぞれ1か所確保するよう努めます。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	か所	5	5	6
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	7	7	8

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【目標値設定の考え方】

医療的ケアが必要な児童に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野の関係機関が共通の理解に基づき、支援をしていくことが重要であることから、自立支援協議会「子ども支援プロジェクトチーム」を協議の場として位置付けています。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関の協議の場	か所	1	1	1

⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置

【目標値設定の考え方】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターについて、福祉関係から1人、医療関係から1人配置します。

サービス種別			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等 コーディネーターの配置	福祉関係	人	1	1	1
	医療関係	人	1	1	1